

令和5年3月定例会一般質問

通告3

質問 民生委員児童委員への活動支援について

答弁 関係機関と連携を密に支援してまいります

9番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。民生委員児童委員への活動支援について質問させていただきます。

昨年7月に中標津町民生委員推薦会が開催され、新旧合わせて民生委員児童委員の定員53名と主任児童委員定員3人を全会一致で承認し、12月から新しいメンバーで活動が始まりました。



北海道全体では定員の8,454人に対し、委託人数7,874人で充足率は93.1%、580人の欠員が生じております。以下、民生委員児童委員を民生委員と略して質問させていただきます。

全国的な民生委員のなり手不足が深刻化している状況下で、中標津町が定員を確保し続けていることは、担当者をはじめ関係団体の皆様の日ごろの努力によるものと感謝しております。

民生委員は地方公務員法が定めている非常勤特別職の地方公務員で、民生委員法第10条で給与を支給しないと定められていることから、無償のボランティアとされております。研修等の活動に係る費用は自治体から支給されているのが現状でございます。

中標津町の民生委員53人の平均年齢は、昨年12月の改選後で64.2歳であり、任期である3年後の新任委員への一部交代に向けた新たな人材を育成していかなければなりません。

民生委員に割り当てられた地域では、一人暮らしの高齢者や子育ての家庭の孤立、生活困窮者など、様々な課題を抱え、手助けを必要とする住民への身近な相談相手として、関係機関へのつなぎ役や地域の見守り役として、民生委員は大きな期待が寄せられております。

しかし近年、コロナ禍の影響もあり、近隣住民との交流が希薄化し、町内会活動も加入会員が40%を切るなど、地域活動が停滞している状況下にあります。町内会の会員と町

内会未加入の双方に対し支援活動を行う民生委員の業務は、これまで以上多忙になる傾向にもあります。

新年度から新たにこども家庭庁が発足して、厚生労働省所管から一部内閣府への所管替えが行われる民生委員の業務も、かなり複雑化していくことが予想されます。

育児・家庭・児童・生徒の問題として、最近問題になっているヤングケアラー、ネグレクトなど、新たに取り組まなければならない課題も山積されております。いずれも個人情報保護法などの法律を熟知しなければ対応ができない状況にあります。

孤立する高齢者などをなくそうとしている民生委員児童委員が、地域活動で孤立してしまうことがないよう、行政は民生委員の活動を今まで以上に支援していくべきだと思います。

民生委員の地域活動に自助、共助、公助の公助をもっと取り入れて、地域住民に対し民生委員の役割を理解してもらい、担当区域内の関係団体に、お互いに情報交換ができる体制づくりが必要だと思います。

スマホ・パソコンを持たない高齢者などは新たな民生委員の情報が印刷されたパンフレットなどにより早急に町民に配布し、周知を図るべきだと思いますが、昨日、新聞の折り込みでパンフレットが入りました。10日前に質問を通告して、素早い対応をしていただいて誠に感謝しております。

住みやすさナンバー1のまちを目指している町長は、この社会の変化に対応した活動が望まれている民生委員に対して、どのような支援・協力が必要と考えますか。町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の民生委員児童委員への活動支援について御答弁申し上げます。

昨年11月末の任期満了に伴う民生委員児童委員の一斉改選におきましては、委員の活動において地域との連携が欠かせませんので、退任によって改選となる地区の町内会から候補者の推薦に御協力をいただき選出することができましたことに深く感謝を申し上げます。残念ながら任期中に委員が御逝去されたことから、現在欠員が生じている地区がありますが、先月に推薦会が開かれまして、北海道へ候補者を推薦いたしました。

今回の一斉改選では、新任12名、再任43名、合わせて55名が令和4年12月1日から令和7年11月30日までを任期とする、新たな民生委員児童委員及び主任児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受け、各地区において既に活動を始めていただいております。

民生委員児童委員の職務は、民生委員法及び児童福祉法により規定されており、地域に

暮らす身近な相談相手として、その内容に応じて行政や関係機関へのつなぎ役を果たすなど、地域福祉において欠かすことのできない存在であり、委員それぞれに家庭や仕事を持つ中で活動されており、深く敬意を表するところでございます。

委員活動の推進を図るための研究や協議を行う組織として協議会が設置され、協議会では4つの専門部会と2つの委員会を構成する中で、委員活動の孤立化を防ぐため相互に情報交換を行い調査研究をし合い、それらの活動から得られた知識を全体会議とした定例会で報告するなど、全委員が共通理解に立って地域活動をしていただいております。

町としまして、委員活動が円滑に図られるよう協議会と連携しながら、委員の経験年数に応じた研修などの企画に参加し、定例会や専門部会において、子育て・福祉・介護等の地域福祉に関しての説明会や情報交換の機会を図り、委員活動に役立てていただけるよう努めております。

また、委員活動に必要な費用として活動費と協議会事業の推進のための補助金を交付し支援を行っております。

近年、少子高齢化や地域のつながりが希薄化し、世帯が抱える課題が複雑化していることに加え、コロナ禍の影響により訪問、あるいは面会といった活動が制限されるなど、民生委員の活動に困難が増している状況は確かであり、議員御指摘のとおり、これまで以上に民生委員が活動しやすい環境づくりに努めていかなければならないと感じております。

町民の方々へ民生委員の活動に対し、より理解と認識を深めていただくことで信頼関係の構築につながり、そのため民生委員の役割などをわかりやすく解説したパンフレットなどの作成については、早々に協議会や関係機関の御意見を踏まえながら取り組んでまいります。

また、行政・民生委員・支援機関において連携が重要となります防災対策を入りに情報交換を積極的に取り組んでまいります。

今後とも関係機関と連携を密にし、民生委員活動を支援しなければならないと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

4月から本格的に動き出すこども家庭庁が所管する業務により、民生委員児童委員の活動がどのように変わるか、現時点では私もわかりませんが、中標津町において独自に何か支援できるかを関係団体と連携して検討すべきじゃないかと私は思います。

中標津方式というものをもう少し考えてみるべきじゃないか。例えばですが、まだ軌道

に乗っていないかもしれませんG I G Aスクール構想で、児童生徒に1人1台整備された端末タブレットにより、ヤングケアラーだとか、ネグレクトなどの相談を受けて、児童生徒から学校、教育委員会、民生委員、社会福祉協議会などの関係団体と連絡を図って解決に当たっていく、そういう方法だとか、要するに連携というのはそういうことだと思うんです。児童生徒の孤立化を防げますし、コロナ禍以降多発している子供たちが犠牲となるような悲惨な事件もある程度防いでいけるんじゃないかと私は思います。

民生委員と主任児童委員55名に対し、連絡体制強化と情報交換に必要なスマホやタブレットなどITの情報端末を配置して使える環境にしなければ、今のIT社会には取り残されていくんじゃないか。

3年後の任期が来る前に、民生委員児童委員の具体的なサポート体制を、ITの今の先進技術を見ながら、関係団体との連携をもって構築していくべきだと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

今のこども家庭庁の今後のことにつきましては、まだ十分にはこちらでも把握してないところではありますが、今おっしゃったいろんなICT環境をですね、しっかり整えていくということが十分、それにつきましては今後も多分考えられることであります。

協議会の方ともしっかりと議論しながら、よりよい対策に向けて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。